

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	中島商工会	提案主体分類コード	その他の公益法人
提案の公開の可否	公開		
要望事項(事項名)	サイクリング用自転車の駐輪場及び観光案内所の設置	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等	愛媛県港湾管理条例	プロジェクト名	サイクリング推進プロジェクト
提案分野	6. 観光分野		
求める措置の具体的内容	<p>港湾用地(中島大浦港の東側大内造船所側の野積場跡地)へのサイクリング用自転車の駐輪場の設置及びサイクリスト並びに島外者への観光案内、物産展示・販売所の設置</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>中島商工会では、トライアスロン大会に当初から係わり地域経済の活性化に携わってきており、サイクリングに関しての火付け役を果たしてきました。こうした中、愛媛県商工会連合会等経済団体で組織している「サイクリング・パラダイスえひめ推進会議」において自転車新文化の普及・拡大の取り組みが着々と進められており、こうした機運を更に盛り上げ、「サイクリングパラダイスの島・中島」を目指して積極的に推進したいと考えております。しかし、現在はサイクリング用自転車の駐輪場は無く、一般の自転車駐輪場さえ不足しております。又、せっかく島に来てサイクリングコースや観光の案内施設がありません。</p> <p>このような現況でありますので、バイクを押したまま入れる観光案内所(内部にレンタル用サイクリング車の保管庫及び貸出並びに物産販売及び展示)を設置するため、来島者の目に留まる適地が港湾用地しか無く、活用及び使用許可をお願いしたい。</p> <p>尚、中島港湾の環境整備におきまして、隣接場所での駐輪場の整備について中島地区まちづくり協議会及び中島総代会がすでに要望しているところですが、当該箇所についても同様に活用及び使用許可をお願いしたい。</p> <p>また、使用許可が困難な場合、中島大浦港敷地内または隣接地で上記施設の設置が可能な用地がありましたら、情報提供や助言をお願いしたい。</p> <p>なお、観光案内所の設置する場合は、将来の港湾利用の変更等の支障にならないよう、港湾管理者の要請があった場合は、撤去可能な施設の整備を検討しています。</p>		
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)	<p>中島大浦港において、中島における交流人口拡大による地域活性化を目指して、観光案内及びサイクリストの受入・おもてなしを行う事業を検討しており、これを実施するための観光案内所及びサイクリスト用駐輪場を設置・運営経費への補助を要望することを検討しています。</p>		
最終回答	<p>当該地は港湾施設の野積場となっており、観光案内所等を設置することについては、目的外使用に該当しますが、目的外使用であっても、当該地が本来の目的として概ね1年以上利用されていない土地であり、かつ設置する施設が土地に固定されない簡易な施設で容易に原形復旧できる場合は、野積場の有効活用を図るため、一定の条件下で目的外使用を認める制度を創設し、許可することが可能としております。</p> <p>使用許可の手続きについては、県港湾管理条例第15条に基づき、港湾施設の所在する市町において事務手続きを行っていますので、申請にあたっては、松山市(港務所：089-951-2148)にご相談ください。</p> <p>また、隣接地の駐輪場の整備につきましても、当該野積場を適正に管理し、駐車されている自動車を整理することにより、駐輪場としての利用が可能であると考えますので、同様に松山市にご相談ください。</p>		
対応区分	C(市町の権限に関するもの)		